

社会福祉法人九十九会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人九十九会（以下「本会」という。）定款第8条及び第21条に規定する役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、予算の範囲内において評議員会の決議によって定めるものとする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、各年度の総額が400千円を超えない範囲で、理事会又は監事会への出席1回につき金15,000円（税別）とし、その支給方法は、それぞれの会に出席のつど支給するものとする。

3 職員を兼務する常勤の役員に対する報酬は、別途、職員給与規程において定めるものとし、前項に規定する報酬は支給しない。

4 評議員に対する報酬は、各年度の総額が270千円を超えない範囲で、評議員会への出席1回につき金10,000円（税別）とし、その支給方法は、それぞれの会に出席のつど支給するものとする。

(費用弁償)

第3条 費用弁償は、社会福祉法人九十九会旅費規程の定めにより支給するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年3月25日から実施する。

附 則

この規程は、平成21年5月27日に一部改正し、平成20年5月28日に遡って適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から実施する。